

沖縄県後期高齢者医療広域連合職員名札はい用規程

〔平成19年4月1日〕
訓令第4号

(趣旨)

第1条 この訓令は、職員であることを表示するための名札の制式及び貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(制式)

第2条 名札の制式は、第1号様式のとおりとする。ただし、職制に応じて制式を別に定めることができる。

(職員の定義)

第3条 この訓令において職員とは、広域連合長、副広域連合長及び広域連合長の補助機関である事務局の職員をいう。

(はい用)

第4条 名札は、勤務時間中胸部の見やすい位置にはい用するものとする。

(貸与)

第5条 名札は、職員となったときこれを貸与する。

(届出)

第6条 名札を損傷し、又は紛失したときは、名札損傷・紛失届（第2号様式）により広域連合長に速やかに届け出なければならない。

(名札)

第7条 名札は職員でなくなったとき、速やかにこれを返納しなければならない。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

 <p>写真</p>	<p>沖縄県後期高齢者医療広域連合</p> <p>ローマ字氏名</p> <p>氏名</p>
---	---

寸法 横 85ミリメートル 縦 54ミリメートル

地質

色 地色 文字 黒色

写真 上半身（縁なし四角形）横 30ミリメートル 縦 38ミリメートル

第2号様式（第6条関係）

名 札 損 傷 ・ 紛 失 届	
所属	
職名	氏名
理由 損傷 紛失 その他()	
上記のとおり届け出ます。 年 月 日	
広域連合長 様	氏名 印